

中行管第52号  
平成29年11月29日

中津川市個人情報保護審査会会長

中津川市長 青山節児

諮問書

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第7条第1項第4号の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

諮問第3号

東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査に伴い、住民基本台帳情報を目的外利用及び外部提供することについて

事務局	中津川市総務部行政管理課 森
電話	0573-66-1111 内線 441
FAX	0573-66-0634
Mail	gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp

## 諮問第 3 号

東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査に伴い、住民基本台帳情報を目的外利用及び外部提供することについて

### 1 実施機関

東美濃ナンバー実現協議会

### 2 業務の名称

東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査

### 3 業務の目的

自動車の「東美濃」ナンバー導入を目指し、東美濃ナンバー実現協議会加入 7 市町ごとに、住民意向調査を行う。

### 4 根拠法令等

- ・中津川市個人情報保護条例（平成 11 年中津川市条例第 17 号）
- ・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）
- ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成 18 年総務省告示第 495 号）
- ・住民意向調査の実施について（素案）

### 5 目的外利用及び提供する個人情報の内容

住民意向調査を送付する際に利用する住所、氏名